

令和 3 年 1 2 月

定例農業委員会総会 議事録

令和 3 年 1 2 月 1 0 日（金）

宗像市農業委員会

令和3年12月 宗像市農業委員会 定例総会

招集年月日	令和３年１２月１０日				
招集の場所	宗像市役所北館 第２０２会議室				
会議の日時 及び宣告	開会	令和３年１２月１０日 午後４時００分		会 長	山口 義嗣
	閉会	令和３年１２月１０日 午後４時４５分			
	休憩	なし			
応（不応）招集委員及び出席並びに欠席委員 出席２２人 欠席 １人					
議席番号	氏 名	出 欠	議席番号	氏 名	出 欠
１	山口 義嗣	○	１３	樋口 芳明	○
２	富田 裕	○	１４	白木 晋平	○
３	栗野 通孝	○	１５	花田 長文	○
４	薄 幸一	○	１６	欠 員	
５	松井 徳一郎	○	１７	草野 一幸	○
６	梶原 富子	×	１８	高橋 守	○
７	山下 敦	○	１９	吉永 和義	○
８	花田 安輝	○	２０	福崎 隆裕	○
９	山田 堅	○	２１	福嶋 仁士	○
１０	本田 辰幸	○	２２	山下 重實	○
１１	吉田 晋一	○	２３	的場 英敏	○
１２	吉武 順子	○	２４	石松 健一郎	○
農業委員会事務局職員 田志事務局長 浪瀬企画主査					
途中入場・退場 委員及び時間	入場	な し			
	退場	な し			
議事録署名人	９番	山田 堅		１０番	本田 辰幸

令和３年１２月定例委員総会会議結果

第１号議案 農地法第３条の規定による許可申請について

受付NO１ 承認

受付NO２ 承認

受付NO３ 承認

第２号議案 農地法第５条の規定による許可申請について

受付NO１ 保留

第３号議案 農用地利用集積計画（所有権移転）について

受付NO１ 承認

第４号議案 農用地利用集積計画（利用権設定）について

承認

第５号議案 荒廃農地に係る非農地判断について

承認

報告事項

第１号 農地法第４条の規定による届出について

第２号 農地法第５条の規定による届出について

第３号 農地賃貸借情報の提供について

○議長

令和３年１２月の定例農業委員会総会を、ただいまより開会いたします。ただいまの出席委員は２２名です。よって、令和３年１２月定例農業委員会総会は成立いたしました。

本日の議事は、お手元に配布しているとおりでございます。なお、総会中に発言をされる委員は挙手をし、議長の指名を受けたのち、起立して発言してください。

会議中につきましては、私語をされないように、皆様のご協力をお願いいたします。

○議長

次に議事録署名人を宗像市農業委員会会議規則第１４条第２項によりまして議長の指名となっていますので、指名いたします。

○議長

それでは第１号議案「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。３件の案件が申請されています。受付ＮＯ１について審議を行います。それでは、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

（第１号議案の受付ＮＯ１について、資料により説明）

○議長

ただいま、事務局から受付ＮＯ１の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。受付番号１の譲受人と譲渡人について説明します。譲受人は●●●さんで、現在、福津市在住です。譲渡人は●●●●さんになります。今回の３条の申請は、令和２年１月から始まった空き家に付随した農地と空き家を一緒に取得する取り組みで、●●さんが農地を含む空き家を売却したいということで、令和２年２月に空き家に付随した農地の指定を受けていました。このほど、●●さんが空き家と空き家に付随した農地を購入するため、農地法第３条の許可申請にいたっています。地元の水利組合長の承諾も得ており、農地法第３条の許可要件をすべて満たしていると判断しています。以上、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いします。

○議長

ただいま受付ＮＯ１の譲受人、譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

（なしの声）

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第１号議案、受付ＮＯ１について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付ＮＯ１について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO2について、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

事務局から受付NO2の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。受付番号2の譲受人と譲渡人について説明します。譲受人は、●●●さんはで、トラクターや田植え機などを所有し、兼業で農業に従事されています。譲渡人は、●●●●●●さんで平成27年5月に相続により農地を取得され、農地の管理に苦慮されていましたが、●●さんとの話がまとまりました。地元の水利組合長の承諾も得ており、農地法第3条の許可要件をすべて満たしていると判断しています。以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いします。

○議長

ただいま、受付NO2の譲受人・譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO2について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO2について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO3について、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO3について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO3の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。譲受人の●●●●さんと譲渡人の●●●●●●さんの関係は、親子関係になります。今回、同居している息子の●●さんに贈与するという事で、申請に至っています。今年度の農地利用状況調査においても梅の木の栽培を確認しており、きちんと管理もされていますので、許可要件を満たしていると考えています。地元の水利組合長の承諾も得ており、特に問題ないと考えています。以上を踏まえ、ご審議、よろしくお願いいたします。

ただいま、受付NO3の譲受人、譲渡人について担当地区委員から説明がありました。
先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO3について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

それでは次に、第２号議案「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。１件の案件が申請されています。受付ＮＯ１について審議を行います。受付ＮＯ１については、事務局から説明を受けたいと思います。

事務局から受付NO1の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

担当地区委員です。譲受人は、●●●●●●●●●●●●さんで、太陽光発電事業を展開されています。譲渡人は●●●●さんで、設計事務所を経営しながら、農業にも携わっています。この農地は、私の記憶では３０年近くまったく手が付けられていない荒れた農地です。現状は、雑木もあり、人も入りづらい水田になります。●●●●●●と●●さんの間で売買の話がまとまり、申請に至っています。

こういう状況なので、お互いの話し合いの中で、安全を担保に、不安のない状況をつくれれば承認してもいいのではないかという気持ちになっていまして、水利については、そこで想定される水量に伴う排水計画の約束はとりつけました。申請者が周辺住民の承諾が得られていないので、地元としては近隣の方に不安と将来の安心を確保する必要があると思っています。また、協定等を交わして近隣住民の不安を解消したいと思っていますが、協定を交わすまでには至っていない状況です。以上です。

現地調査A班班長です。現地調査の報告を行います。転用目的は適当であると思います。また、転用面積も適当であろうと思います。周囲には農地はありません。用排水については、用水はありませんが、排水については、今、指摘がありましたように承諾がとれてい

ません。被害防除も同様です。近々、業者と地元が協議することなので、この協議が整えば適当になると考えます。以上で、報告を終わります。

○議長

今後、業者と地元の協議が行われます。今回、この案件は保留がいいのではないかと考えています。というのは、現状では雨が降ってもいままで被害が出なかったが、造成すれば水の流れもいっきに速くなるということで、近隣の方の不安もあり、新たに側溝も設置するということですが、それが確認できれば許可相当でいいのではと考えています。今回は、保留ということにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(なしの声)

○議長

第2号議案、受付NO1については、保留といたします。

○議長

次に、第3号議案「農用地利用集積計画（所有権移転）について」議題といたします。1件の案件が申請されています。事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第3号議案について、資料により説明)

○議長

ただいま、受付NO1について事務局から説明がありました。ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。受付NO1について、所有権を移転することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1について、所有権移転を承認することに決定いたします。

○議長

つづきまして、第4号議案「令和3年度農用地利用集積計画（利用権設定）について」議題といたします。この件につきまして、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第4号議案について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から第4号議案、令和3年度農用地利用集積計画についての説明がありました。説明についてご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第4議案、令和3年度農用地利用集積計画について賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、第４号議案、令和３年度農用地利用集積計画について承認することに決定いたします。

○議長

次に、第５号議案「荒廃農地に係る非農地判断について」を議題と致します。事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第５号議案について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から第５号議案「荒廃農地に係る非農地判断について」説明がありました。説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第５号議案「荒廃農地に係る非農地判断について」承認することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、第５号議案「荒廃農地に係る非農地判断について」は承認することに決定いたします。

○議長

それでは次に、報告事項の審議を行います。報告事項は３件であります。報告事項第１号「農地法第４条の規定による届出について」、報告事項第２号「農地法第５条の規定による届出について」、報告事項第３号「農地賃貸借情報の提供について」が提出されています。宗像市農業委員会事務局処務規程第６条第３号の規程により、事務局長が専決処分を行っていますが、農林事務次官通達により、直近の総会に報告することになっております。この件につきまして、事務局から報告を受けたいと思います。

○事務局

(報告事項第１号、報告事項第２号、報告事項第３号について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から報告事項第１号から報告事項第３号の説明がありました。この件につきましては報告事項になりますが、何か質問等はありませんか。

(なしの声)

○議長

お諮りいたします。本委員総会中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本委員総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。
よって、令和３年１２月定例農業委員会総会は閉会いたします。